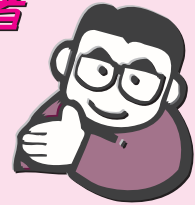


リサイクルステーション

- ◇と き 8月4日(日) 午前9時～11時(時間厳守)
- ◇と ころ 市役所駐車場 ※雨天の場合、市役所正面玄関前にて実施します。
- ◇回収対象 市内在住者で、一般家庭のものに限ります。
- ◇回収品目 ①新聞 ②雑誌 ③折り込みチラシ ④段ボール ⑤紙箱(ビニールなどがついていれば取り除く) ⑥牛乳パック(内側にアルミはくがついている物は回収しません) ⑦使用済み食用油〔(事業所などの人は、酒井商店(可児市鳩吹台・TEL 65-3211へ)〕 ⑧古着(冬物衣料品、布団、毛布などは回収しません)
 ※古着は、①東南アジアへ衣料品として輸出 ②工場のぞうきんとして利用 ③綿の原料としてリサイクルされているため、回収する物を限らせていただきます。
 ※各自で必ず分別してきてください。

ますます強引な電話による資格取得商法 VS かしこい消費者

消費生活相談情報
中濃地域振興局振興課
電話 0574-25-3111



電話勧誘販売は、特定商取引法の規制を受けてクーリング・オフ制度も適用されますが、相談件数は増加しており、昔の契約をネタに、詐欺的なセールストークや脅迫めいた暴言で消費者を恐怖に陥れて、強引に契約を取り付けようとする悪質な業者が後を絶ちません。

また、電話でのやりとりでは、契約がいつ成立したのか、また何を契約したのかがわかりにくいことからトラブルの元となっています。そうしたなか、契約前に疑問を投げかける問い合わせが多く、被害が未然に防止できたケースが徐々に増えてきました。手を替え品を替え勧誘する強引で一方的な商法に対して、消費者自身がかしこいと思いきはじめて「こが回すわよ。」

契約の基礎的な知識を身につけ、被害の未然防止を図るために事例を紹介いたします。

◇相談

2日前、「以前に旅行業務取扱主任者の受講案内パンフレットを送ったが届かなかった。もう一度住所と名前を教えてください」と電話がありました。おかしいと思いました。住所と名前だけならと思いましたが、

ところが、今日送付されてきた書類には契約書面と登録証が同封されていました。驚いて業者に電話すると、「住所・名前まで言うって、今さら知らないはないだろう。契約の意思表示を確かに受けたから送った。テープもとってあるし、契約は成立している。すぐに契約書に署名・押印して返送しろ」と強迫されました。どうしたらいいでしょうか。

◇処理

一方的に契約が成立することはないので、きっぱりと断るよう助けました。

その後、何度も契約を迫るようであれば契約を拒否する意志を書面(はがきで可)で通知し、業者の電話には取り合わないこと、また、特定商取引法では、断っている人

に再勧誘することを禁止していることも伝えました。

※消費生活相談の状況

1、資格に関する相談件数は年々増加し、20歳代の男性が多く被害にあっています。

2、昔の契約をネタに、再び強引に契約を迫るケースが多くあります。

※問題点

・一方的で強引な勧誘をし、高額な契約を電話一本で即断即決させようとしています。

・昔の契約をネタにして、その個人情報悪用しています。

消費者への

アドバイス

- 契約は口頭でも成立しますが、それは双方の意志の合致が前提条件となっています。
- 事業者が一方的に契約の成立を主張するには、事業者側でそれを証明する必要があるため、証拠となるような返答をしたり、容易に契約しないようにしましょう。
- 恐怖のあまり契約を承諾したとしても、法定書面(契約書)を受け取ってから8日以内ならば、クーリング・オフ制度により無条件で解約ができます。